二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー						
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）						
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）						
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー						
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード						
二一〇三・一〇	醤油						
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース						
	トマトケチャップ						
二一〇三・三〇	その他のトマトソース						
	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード						
	小売用の容器入りにしたもの						
	その他のもの						
二一〇三・九〇	その他のもの						
	ソース						
	マヨネーズ						
	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング						
	その他のもの						
	その他のもの						
	インスタントカレーその他のカレー調製品						
	その他のもの						
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの						
	その他のもの						
二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品						
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品						
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）						
	その他のもの						
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品						
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）						
	砂糖を加えたもの						
	しょ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの						
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの						
	アイスクリーム＊	一〇・五％	B5				
	その他のもの						
	その他のもの						
	アイスクリーム＊	七・二％	B7				
	その他のもの						
	その他のもの						
	アイスクリーム＊＊	一二・八％	B7				
	その他のもの	一〇・五％	B7				
	その他のもの	七・二％	B5				
	アイスクリーム＊＊＊	七・五％	B7				
	その他のもの	九％	B5				
	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）						
	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質						
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）	七・二％	B7	P	二一・三％	(12)	
	その他のもの						
	その他のもの			P	一七％	(32)	
	アイスクリーム＊＊	九・六％	B5				
	その他のもの	一〇・五％	B7				
	その他のもの						
	アイスクリーム＊	七・二％	B5				
	その他のもの						
	その他のもの						
	アイスクリーム＊	七％	B5				
	その他のもの	八・四％	B5				
	砂糖を加えたもの						
	しょ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの						
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの						
	アイスクリーム＊			Q		(51)	
	その他のもの			S			
	その他のもの						
	アイスクリーム＊			Q		(51)	
	その他のもの			S			
	その他のもの						
	アイスクリーム＊＊			Q		(51)	
	その他のもの			S			
	その他のもの						
	アイスクリーム＊＊＊			Q		(51)	
	その他のもの			S			
	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）						
	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質						
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）						
二一・〇六							
二一〇六・一〇							
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの						
	しょ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの						
	その他のもの						
	植物性たんぱく						
	その他のもの						
二一〇六・九〇	その他のもの						
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品	一五％	B10	X	一〇・六％	B7	
	その他のもの						
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品			X			
	その他のもの						
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）及びこんにゃくチューインガム	五％	B5	R			
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）			X			
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）	二九・八％（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15				
	その他のもの			A			
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの						
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと						
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの						
	その他のもの						
	ビタミンをもととした栄養補助食品						
	その他のもの						
	しょ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの						
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの						
	乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	二三・八％	B10	R			
	その他のもの						
	その他のもの						
	しょ糖の含有量が全重量の八五％以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二七円を超えるものを除く。）	一二・五％	B7	X			
	その他のもの						
	乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの			X			
	小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの			S			
	その他のもの						
	その他のもの			X			